

令和3年度

八戸地区学校事務研究協議会夏期研修会研修資料

年末調整について

令和3年7月27日

三八教育事務所

1 年末調整を行う理由

給与の支払者は、毎月（毎日）の給与の支払の際に所定の源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税（※1）の源泉徴収（※2）をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

この一致しない理由は、その人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際は年の中で給与の額に変動があること、②年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先で年末調整により税額の精算が済んでしまうということは、確定申告（※3）などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

（「令和2年分年末調整のしかた」 10頁より抜粋）

用語解説

※1 復興特別所得税とは

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保する目的で創設された税のこと。所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額を復興特別所得税として併せて徴収し、国に納付している。

※2 源泉徴収とは

給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというもの。

※3 確定申告とは

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などと

の過不足を精算する手続のこと。

2 学校での年末調整事務

(1) 通年

以下については、令和3年2月24日付け青三教第2018号「給与に係る事務処理について」資料1「各種届出等について」の10ページを参考にしてください。

① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

4月に新採用職員、行政・県立高校等から赴任してきた職員がいる場合や年の中途において三八・上北教育事務所管内で初めて臨時職員として任用となる場合に提出してください。

なお、臨時職員等の常勤職員は提出必須ですが、非常勤職員は任意提出となります。

② 退職者用給与等の口座振込（変更）申出書（電算職員）、退職後の住所調（臨時職員）

職員が退職した際に提出してください。源泉徴収票の提出先（市町村等）や本人への送付先を確認することが目的となるため、退職後の転居の有無を確認の上、作成してください。

③ 給与所得者の扶養親族等異動報告書

①を提出後、扶養親族数に増減が生じた場合、随時提出してください。報告内容を毎月の所得税算定に反映します。

(2) 6月（職員の現住所一覧〔1回目〕）

6月1日現在の住所を報告してください。現住所と個人票の住所に相違がある場合は、この調査による報告により、修正を行います。

(3) 7月（退職者用の源泉徴収票送付）

電算職員、臨時職員ともに7月末頃送付しています。例年、年末調整の時期になると、退職者からいつ届くかとの問い合わせをいただくことが多いので、学校へ連絡があった際に参考にしてください。

(4) 9月（職員の現住所一覧〔2回目〕）

9月の給与明細発送時に、(2)で提出いただいた職員の現住所一覧を送付しますので、翌年1月1日現在の住所を記入し、提出してください。転居の予定があるかについて確認してください。

(5) 10月（年末調整に係る各種申告書の作成）

年末調整に係る各種申告書の作業時期です。昨年度は10月1日付け青三教第1285号にて通知しており、締め切りは11月6日としていました。今年度も同様の日程を予定しております。

(6) 12月・1月（源泉徴収票及び還付金の明細書発行）

12月の明細発送時に源泉徴収票と還付金の明細書を学校へ送付します。例年1月10日が還付金支給日となります。

教育事務所でも確認の徹底に努めてまいりますが、送付された源泉徴収票が提出し

た申告書のとおり控除されているか必ず確認をしてください。

源泉徴収票に訂正がある場合、12月下旬までに事務所に報告することで、再年末調整可能です。令和3年度は12月28日（火）ㄨ切予定です。再年末調整による税額の修正は1月給与にて行い、源泉徴収票は1月の給与明細送付時に同封する予定です。

なお、それ以降の修正は、各自で修正申告していただくことになります。

3 昨年度誤りが多かった事例

(1) 扶養控除等（異動）申告書（資料1）

- ①源泉控除対象配偶者の記入漏れ
- ②障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生（C欄）のチェック漏れ
- ③障害者又は勤労学生の内容欄の記入漏れ（該当者は申告書裏面「2 記載についてのご注意」の（8）を確認すること）
- ④控除対象扶養親族のうち、特定扶養親族（令和3年分は平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれの方）のチェック漏れ
- ⑤新採用者、割愛採用者、中途採用の臨時職員等で前職のある者について、前の勤務先から発行される「給与所得の源泉徴収票」原本の提出漏れ及び前職がない場合の申告書への「前歴なし」の記入漏れ

(2) 保険料控除申告書（資料2）

- ①証明書から申告書へ転記する際の記載誤り（保険種類、金額等）
- ②保険料控除額の小数点以下の端数処理誤り（保険料控除申告書の左下に※で記載のとおり、控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げること）
- ③地震保険料控除において1つの契約等が「地震保険料」と「旧長期損害保険料」のいずれの区分にも該当する場合に、両方を申告しているが、保険料控除申告書裏面の地震保険料等の説明にあるとおり、いずれか一方を控除することとなるため控除額が大きい方を選択の上記入すること

【要望事項】

①控除証明書の添付方法について

控除証明書の枚数が多く、申告書にテープ等でつなげた際に申告書（A4サイズ）以上となる場合、別に別紙として添付して下さるようお願いいたします。

申告書の右側に別紙をのりやテープで貼り付けて提出されるものが見受けられましたが、別紙は貼り付けず、クリップで留めるようにしてください。

②保険料控除申告書の控除限度額を超えた証明書の記入・添付について

保険料控除申告は本人の自己申告によるところですが、記入誤りや計算誤りを防止するためにも、控除限度額を超えた証明書についての記入・添付は不要である旨、職員へ周知くださるようお願いいたします。

(3) 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除等申告書（資料3）

（以下「基礎控除申告書等」）

- ①基礎控除申告書における所得の計算誤り。（申告書裏面の計算方法をよく確認すること）
- ②所得金額調整控除の記載漏れ及び誤り。（給与収入が850万円を超える等、所得金額調整控除の適用になるが、申告書へ記載がなかったこと、明らかに適用にならない場合でも記載があったこと）
- ③基礎控除申告書等の提出漏れ。（扶養控除等（異動）申告書を提出している職員（非常勤含む）は全員提出が必要だが提出漏れが多々、見受けられたこと）

(4) 住宅借入金等特別控除申告書（資料4）

- ①「年間所得の見積額」欄の記入漏れ。
- ②連帯債務者がいる場合に、所得の見積額、債務割合、連帯債務者の勤務先の住所、名称の記載漏れ。

(5) その他

扶養控除等（異動）申告書を提出していた非常勤職員が確定申告をする等の理由で10月に学校に送付した扶養控除等（異動）申告書を事務所に返送していない事例や、基礎控除申告書等が提出されていない事例が見受けられましたが、一度事務所に扶養控除等申告書を提出した場合、扶養控除等（異動）申告書及び基礎控除申告書等の2つは必ず提出してください。

4 日本人学校に派遣されている職員

地方公務員は原則として、国内に住所を有しない期間についても、国内に住所を有するものとみなされ、年末調整を行います。なお、扶養控除申告書の住所は「出国直前の住所」を記入することとなります。

5 年をまたいでの追給・返納

令和2年11月20日付けで学校宛メールにてお願いしていますが、年をまたいでの追給・返納は、その年の所得とせず、前年の収入として再年末調整をすることが正式な手続きとなるため、1月以降の給与で追給・返納があると、年税額の計算を再度行うことになり、膨大な業務量が発生します。

そこで、4～11月分実績や各種手当の追給・返納に関しては11月末までに確認を終えて報告してください。

6 その他

- (1) 毎年、扶養控除等の是正による所得税の追加納付の事例があり、昨年度は9名が該当となりました。

事例としては以下の4件です。

- ①申告時は控除対象扶養親族としていた者が所得超過しており、控除対象扶養親族の要件を満たしていないことが判明したため。
- ②一般の扶養親族である子を特定扶養親族として申告していたため。
- ③親を控除対象扶養親族として申告していたが、職員と職員の兄弟でそれぞれ申告しており、重複して控除していたため。
- ④配偶者特別控除に該当となると申告していたが所得が超過しており控除の対象とならなかったため。

追加納付は最大3年に遡って対象となり、複数年に渡って是正があると多い方で約23万円を納付することとなりました。このようなことを防ぐために、年末調整関係書類提出時に申告内容を改めて確認するよう職員へ周知願います。

- (2) 過年度返納等で前年の収入や控除対象扶養親族数に変更になったことに伴い、年税額が変更になるため、所得税の追徴・還付が生じます。給与で調整ではなく、追徴は納付書による金融機関での払込、還付は個人口座への振込となります。